

担当部署: 建設水道課

処分の概要	工業用水の使用開始等の承認
例 規 名 根 拠 条 項	村田町工業用水道事業給水条例 第16条
例 規 番 号	平成3年条例第8号

【基準】

第16条の規定による。

(使用の開始等の届出)

第16条 使用者は、工業用水の使用を開始し、休止し、又は廃止しようとするときは、あらか じめその旨を管理者に届け出て、その承認を受けなければならない。

標準処理期間 15日

備考